

座間市
生涯学習
プラン

(令和3～4年度)

令和3年4月



本プランの性格

このプランは、座間市生涯学習プラン（平成23年3月策定）の計画期間が終了したことに伴い策定するもので、市民の多様な学習意欲に応えるとともに、本市における生涯学習活動支援のための総合的な施策推進の基本的方向を明らかにするものです。

- 1 本プランは、平成23年度に策定した「座間市生涯学習プラン」の方針を基本的に継承するものです。
- 2 本プランは、「座間市市政運営指針」、「第2期座間市教育大綱」及び庁内各部署で行う生涯学習推進に関連する方針や計画との連携・整合を図った教育部門の個別計画とします。
- 3 本プランの計画期間は、「座間市市政運営指針」の期間及び「第2期座間市教育大綱」の計画期間満了に合わせ令和3年度から令和4年度までとするものです。
- 4 各部局で今後新たに生涯学習に関連する計画を策定する場合における生涯学習の基本的な視点を示すものです。
- 5 本市が推進していく生涯学習の基本施策を示すことにより、関係団体等との理解と協力を得て、生涯学習の円滑な推進を図ろうとするものです。

目 次

本プランの性格

I	座間市の社会教育(生涯学習)のあゆみ	1
II	生涯学習推進の目標と基本方針、基本施策	4
	1 座間市生涯学習推進基本体系	4
	2 生涯学習の推進目標	6
	3 基本方針と基本施策	6
	(1) 市民が主役となる生涯学習の推進	6
	(2) 地域に根差した生涯学習の推進	7
	(3) 現代的課題に対応した生涯学習の推進	8
	(4) 豊かな心を育む家庭教育の推進	8
	(5) 未来を築く児童・生徒、若者に対する居場所の確保や 学習支援の推進	9
	(6) 高齢者に対する生涯学習の推進	9
	(7) 障がい者に対する生涯学習の推進	10
	(8) 学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による 生涯学習の推進	10
	(9) 学習活動の支援体制の確立	11
	(10) 学習成果の評価システムの実施	12
	(11) 推進体制の確立	12

I 座間市の社会教育（生涯学習）のあゆみ

座間市の社会教育は、昭和29年（1954年）に開館した座間町公民館を中心として発展してきた経過がありますが、その芽は実は明治時代に遡ります。

明治32, 33年（1899, 1900年）頃から座間には「幼年会」という子どもたちの団体がありました。これは、子どもたちの自主的な組織で、小遣いを出し合ったり、自分たちで「イナゴ」や「タニシ」を売ったりして運営経費を集めるなど、大人の援助を受けることなく活動していました。

その後、会の活動が盛んになるにつれて、これまでのように個人宅を借りるのでは手狭になり、地域に「～幼年会倶楽部」や幼年会OBのための「～青年会倶楽部」という集会所ができました。

これは、現在の公民館と同じ性格を持っているものでした。ここでは、先輩、後輩の交流の中で、様々な学びやレクリエーションが行われていましたが、第二次世界大戦により活動は行われなくなりました。

戦後、この幼年会活動を経験した青年たちが、昭和24年（1949年）の社会教育法施行に伴い、いち早く公民館建設運動に立ち上がり、彼ら青年団の力によって座間町公民館が誕生しました。

昭和30年代は、青年団、婦人会等いわゆる社会教育関係団体が公民館を拠点に活動を展開する団体中心の社会教育が行われていました。

昭和40年代に入ると急激に都市化が進み、人口も急増しました。そこで、新しい市民を対象に郷土意識を育む一助として、様々な趣味の講座や教養講座が組まれるようになりました。また、文化団体による自主的事業も数多く開催されるようになり、各種事業により公民館が埋め尽くされる時代になりました。

一方、文化福祉会館や児童館等市民の集会や活動ができる施設が各地域に設置されてきたため、公民館は本来の使命である成人教育を中心とする事業に厚みを増すことができるようになりました。

昭和50年代に入ると、52年（1977年）に北地区文化センター、56年（1981年）に東地区文化センターが開館し、公民館3館体制が整いました。また、事業実施に当たっては、生活課題を学習する講座などでは、企画を市民とともに創り上げる準備会方式を取り入れ、乳幼児をもつ親が事業に参加しやすいよう保育室を設けるなど、新たな取組が行われるようになりました。さらには、事業参加者同士の横のつながりを深めるためのサークル

支援なども積極的に展開されるようになり、都市型公民館へと変化しました。

昭和60年代に入ると、62年（1987年）に生涯学習の実践の場でもある「コミュニティ施設の整備マスタープラン」を策定し、地域に密着した多機能・多目的のコミュニティセンターの設置に伴い、市民と行政の役割分担によるまちづくりの機運が見られるようになりました。

さらに、昭和62年（1987年）から63年（1988年）にかけて文部省の委託を受け、生涯学習都市構想の研究協議会を設置し、「まち全体で生涯学習に取り組む体制づくり」を主題とする「座間市生涯学習都市構想研究報告書」をまとめ、生涯学習体制の確立への機運は一層高まりました。

平成3年（1991年）3月に策定した「第三次座間市総合計画」では、「生涯学習の推進」が基本計画の中に位置付けられました。これにより、施設面では、市民体育館、市民文化会館、市民健康センター及びコミュニティセンターを整備し、小学校の余裕教室の開放、市民大学の整備等が行われました。

平成10年（1998年）3月には、座間市における生涯学習活動支援のための総合的な施策推進の基本方向を明らかにするものとして「座間市生涯学習プラン」を策定しました。この時期から、社会構造の変化もあって、社会教育活動の担い手の中心が、乳幼児を持つ母親や高齢者となる傾向がより顕著となりました。

一方、PTAにおける「おやじの会」の誕生など、地域活動や、子育て、ボランティア活動に男性の参加がみられるようになりました。

平成23年（2011年）3月には、「第四次座間市総合計画」に基づき、前プランの基本精神を発展・継承し、今後の10年を見据えた計画として、新たに「座間市生涯学習プラン」を策定しました。

平成27年度には、本市の教育行政を推進するための基本指針として「座間市教育大綱」を策定しました。その後も女性の社会進出、核家族化は進み、より一層、家庭教育の重要性が認識されることとなり、平成31年度（2019年）「第2期座間市教育大綱」に「教育の出発点である家庭教育への支援」を加えたことに伴って、社会教育（生涯学習）の観点からも家庭教育がより重視されるようになっていきました。

また、社会教育活動やボランティア活動の担い手の高齢化がより顕著となっていることなどから、北地区文化センター、東地区文化センターのエレベーター設置等、施設のバリアフリー化を進めました。なお、各公民館施設などを中心として青少年教育（居場所づくり・家庭教育）、福祉教育（市民の自主的な学習グループ、組織づくり）といった取組も市民と協働して進めてきました。

令和2年度にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習の現場では市立公民館3館及び文化会館で一時的な閉館や利用時間の短縮などを行ったり、上半期には講座や催しを中止や延期したりする状況はありましたが、下半期は開催方法や規模などを再検討し、一部の事業については実施することができました。

そして、令和3年2月には、次期総合計画の計画期間を令和5年度から8年間としたことに伴い、「第四次座間市総合計画」を基本とした「座間市市政運営指針」（計画期間 令和3～4年度）を策定しました。

このことと「第2期座間市教育大綱」の計画期間を踏まえ、新たに策定する「座間市生涯学習プラン」についても、令和3年度から令和4年度までの2年間を計画期間とした上で、社会教育委員会議からも意見を聴取し、基本的に前プランの方針を継続することとしました。

※社会教育及び生涯学習については、次のように法律で規定されています。

社会教育法（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）をいう。

教育基本法（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

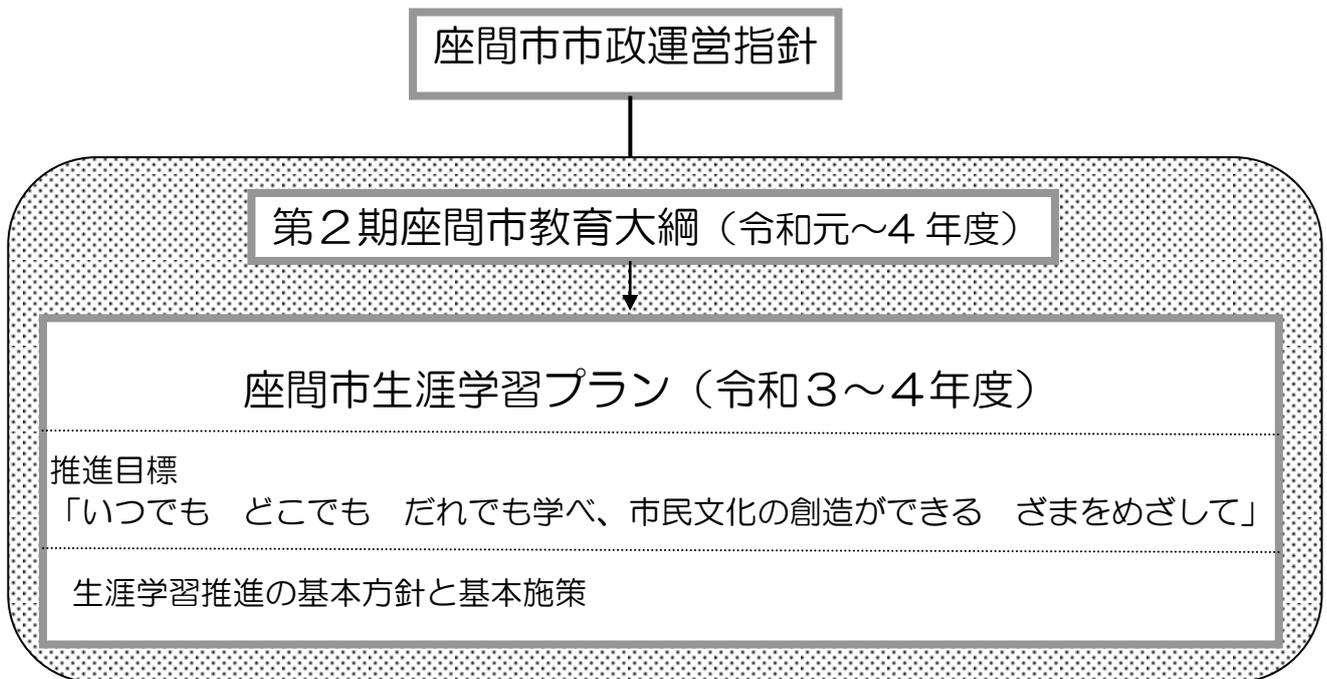
教育基本法（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

Ⅱ 生涯学習推進の目標と基本方針、基本施策

市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するため、次の視点に立って生涯学習を推進します。

1 座間市生涯学習推進基本体系



（1）市民が主役となる生涯学習の推進

- ①多様な学習機会の提供
- ②図書館等を使った「調べ学習」の推進
- ③市民がスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるような機会の充実

（2）地域に根差した生涯学習の推進

- ①地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供
- ②市民の自主企画による学習機会の提供
- ③市民文化推進への支援、郷土の自然・文化遺産の保存・継承とその活用による個性豊かな文化・芸術の創造

（3）現代的課題に対応した生涯学習の推進

- ①現代的課題に対応する学習機会の充実
- ②市民大学等の充実

- ③男女平等教育の推進

- (4) 豊かな心を育む家庭教育の推進
 - ①家庭教育関連事業の充実
 - ②乳幼児を持つ親・保護者への学習支援の推進

- (5) 未来を築く児童・生徒、若者に対する居場所の確保や学習支援の推進
 - ①児童・生徒、若者に対する支援の充実
 - ②青少年の芸術・文化活動への支援の充実

- (6) 高齢者に対する生涯学習の推進
 - ①高齢化社会に対応した学習方法の実践

- (7) 障がい者に対する生涯学習の推進
 - ①障がい者に対する支援の充実

- (8) 学習関連機関及びコミュニティ関連機関の連携による生涯学習の推進
 - ①地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供
 - ②市民大学等の充実
 - ③児童・生徒、若者に対する支援の充実
 - ④障がい者に対する支援の充実
 - ⑤関連機関との連携による生涯学習の推進

- (9) 学習活動の支援体制の確立
 - ①学習情報提供・相談体制の充実
 - ②人材の確保・育成
 - ③生涯学習に関わる機関の職員体制の充実
 - ④生涯学習施設の整備
 - ⑤学校施設の開放
 - ⑥新たな学習施設の整備

- (10) 学習成果の評価システムの実施
 - ①社会教育委員会議、公民館運営審議会による事業評価の実施

②市民の意見、要望などの施策への反映

(11) 推進体制の確立

- ①生涯学習推進会議の開催
- ②進行管理

2 生涯学習の推進目標

座間市の生涯学習を推進するに当たり、「推進目標」の実現に努めます。

推進目標

「いつでも どこでも だれでも学べ、市民文化の創造ができる ざまをめざして」

- (1) 市民の学習意欲と社会の要請を踏まえ、そのために必要となる各種施設や市でできる学びの機会を持続的に提供し、学習の成果を生活や地域活動に活用し、市民文化が創造できるよう支援します。
- (2) 市民が求める芸術文化の催しを企画・提供し、市民が行う芸術文化活動を支援するとともに、必要な情報や知識を提供し、市民文化が創造できるよう支援します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民がより安全安心に生涯学習活動や芸術文化活動等を行えるように対策をした上での事業運営に努めます。

3 基本方針と基本施策

(1) 市民が主役となる生涯学習の推進

生涯学習は、各人が自己の目標に向かって、自らの意思で内容や方法を選択・創造する自主的な学習活動です。

そのため、「生涯学習の主役は市民一人ひとり」であるという観点に立ち、市民の学習要望を踏まえた学習環境の整備を目指します。

また、学んだ成果が発揮できる機会を整えるとともに、市民一人ひとりが自ら学ぶ意欲を培えるよう啓発活動にも努めます。

【基本施策】

①多様な学習機会の提供

多様な学習機会の提供を通して学習への動機付けを行い、さらには、継続的に学習が行えるよう自主サークルの育成や支援に努めます。

②図書館等を使った「調べ学習」の推進

市民自身の研究課題に対応できるよう図書資料を充実させるとともに、「調べ学習」に対する支援を推進します。

※図書館は、「座間市立図書館サービス計画」を策定しています。

③市民がスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるような機会の充実

市民の「スポーツ」や「健康管理」に対するニーズに応えるため、「座間市スポーツ推進計画」を推進する中で市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりに取り組めるような機会の充実に努めます。

(2) 地域に根差した生涯学習の推進

市民の学習活動の支援に当たっては、本市のもつ歴史・文化・伝統、人的資源、地理的環境などを踏まえつつ、地域の特性や課題、実情などに応じた生涯学習の推進を目指します。

また、このような学習活動の推進は、市民相互のふれあいはもとより、学習の成果が地域に還元されることによって、まちづくりへと発展し、個人のみならず地域全体の活力をもたらすことにつながることを期待されます。そのため、市民が生涯学習を通して「地域に根差した学習交流」のできる環境づくりに努めます。

【基本施策】

①地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供

地域に根差した学習活動を支援するために、地域の課題や市民生活上の課題などを積極的に取り上げ、地域のまちづくりや人づくりを念頭においた学習機会の充実に努めます。

②市民の自主企画による学習機会の提供

市民団体自身が企画する講座を支援することを通じ、指導者や人材の育成、団体の学習活動推進を進めます。

③市民文化推進への支援、郷土の自然・文化遺産の保存・継承とその活用による個性豊かな文化・芸術の創造

市民文化の創造への支援、郷土の自然・文化遺産の保存・継承に努め、その活用を図り、個性豊かな文化・芸術の振興を目指します。

(3) 現代的課題に対応した生涯学習の推進

少子高齢化、グローバル化、情報化がもたらす問題や人権、教育、環境問題、さらには、男女共同参画についての意識啓発、情報技術の活用、国際理解、健康・スポーツ、文化・芸術、SDGs（持続可能な開発目標）などの現代的課題の学習を市民との協働の視点に立って取り組むことを目指します。

【基本施策】

①現代的課題に対応する学習機会の充実

現代的課題に対応した講座（市民自主企画講座）では、市民との協働による事業実施を推進します。

②市民大学等の充実

専門的な学習要望に応えるため、相模原市や近隣大学・専門学校等と共催して市民大学を開催し、学習機会の提供・充実に努めます。

③男女平等教育の推進

男女がお互いを尊重し、協力し合う気持ちを育むために、「ざま男女共同参画推進指針」に基づき、地域や社会での男女共同参画意識を高める学習の場の提供に努めます。

(4) 豊かな心を育む家庭教育の推進

核家族化や少子化、価値観の多様化、地域とのつながりが希薄化するなど、子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。市立公民館を始めとした施設を中心に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し、子育てサロン、家庭教育学級などの子育て（家庭教育）を学び、地域の人とつながりを作ることができる場を提供します。

【基本施策】

①家庭教育関連事業の充実

乳幼児期から小・中学生の子を持つ親・保護者を対象に家庭教育学級の開設や講座の実施等を行うとともに、PTA等が開く家庭教育講座を支援するなど、親・保護者自身の家庭教育力の向上を目指します。

②乳幼児を持つ親・保護者への学習支援の推進

子育てサロンや育児サークル等、乳幼児を持つ親・保護者同士の交流や学習の支援に努めます。

(5) 未来を築く児童・生徒、若者に対する居場所の確保や 学習支援の推進

児童・生徒、若者に対し、各種事業、イベントの機会を提供するとともに、仲間と交流できる居場所の確保に努め、併せて、家庭・地域、関係団体とも連携しながら問題を抱える若者やその親へのサポート、学習支援に努めます。

【基本施策】

①児童・生徒、若者に対する支援の充実

児童・生徒、若者を対象とした学習機会を提供するとともに、問題を抱える若者の支援についても青少年相談室の機能を充実させながら、居場所の確保も含め、家庭・地域、関係団体、NPO等と連携して児童・生徒、若者の育成を推進します。

②青少年の芸術・文化活動への支援の充実

青少年の芸術・文化活動等、自己表現に対する支援を推進します。

(6) 高齢者に対する生涯学習の推進

高齢者が地域の中で様々な学習ができるような場づくりを進めるとともに、学習を通して生きがいや地域活動につながるよう、関連部局や市民団体等とも連携しながら、人とのつながりの中で自己実現を図れるよう支援します。

【基本施策】

①高齢化社会に対応した学習方法の実践

市立公民館3館を中心とした学級・講座のみにとどまらず、地域の集会所等への専門

知識を持つ市職員を講師派遣するなど、身近な場所での学習機会の充実に努めます。

(7) 障がい者に対する生涯学習の推進

障がい者に対する学習・交流支援について関係部局や市民団体等と連携して推進します。

①障がい者に対する支援の充実

障がい者への学習支援や交流について、関係部局や、市民団体、NPO等と連携して学習機会を提供するよう努めます。

(8) 学習関連機関及びコミュニティ関連機関との連携による生涯学習の推進

学習や市民との交流を進めるために、近隣大学等、他の学習関連機関等と連携した事業を進めるとともに、地域課題解決のための学習や地域との交流を図るために、コミュニティセンターや地域団体等との協働による学習支援を推進します。

【基本施策】

①地域課題の解決や市民生活向上のための学習機会の提供

(P 7、(2) ①と共通)

②市民大学等の充実

(P 8、(3) ②と共通)

③児童・生徒、若者に対する支援の充実

(P 9、(5) ①と共通)

④障がい者に対する支援の充実

(P 10、(7) ①と共通)

⑤関連機関との連携による生涯学習の推進

コミュニティ施設や地域団体等と連携し、市民の学習機会の拡大に努めます。

(9) 学習活動の支援体制の確立

個人の学習要望に応じた学習情報提供や学習相談体制の充実を図り、市民活動サポートセンターとも連携しながら、講師、指導者等の人材の確保・育成に努めるとともに、地域の学習関連施設における相談体制を充実させることで、市民の生涯学習を支援する体制づくりに努めます。

【基本施策】

①学習情報提供・相談体制の充実

ア 生涯学習関連情報は、市の広報、ホームページは元より、市民活動サポートセンターの情報サイト「ざまっと」等で逐次提供に努め、新たな情報提供の方法についても調査研究に努めます。

また、各種団体・サークルの情報を集めた冊子や、学級・講座等の開催情報、市職員の専門知識を市民の生涯学習に役立ててもらうことを目的とした「生涯学習宅配便」メニュー集、子育て支援情報誌「ざまっぷ」等、各種情報誌の刊行に努めます。

イ 市立公民館3館、青少年センターなど地域における生涯学習関連機関や市民活動サポートセンターにおいて、市民が気軽に相談できる機能の充実に努めるとともに、様々な学習相談に対応できる職員の育成など、市民の視点に立った相談・助言を行う体制づくりに努めます。

②人材の確保・育成

ア 専門的知識・技能を持つ人材の発掘、把握に努め、各種講座や地域での人材活用に努めます。

イ 現代的課題学習等について、市民との協働による事業実施を推進するために、各種講座等を企画・運営できる人材の育成に努めます。

ウ 各種ボランティアの積極的受け入れを進めるとともに、ボランティア相互の交流・研修機会の充実を図り、生涯学習活動が有効に進められるよう努めます。

③生涯学習に関わる機関の職員体制の充実

ア 市民の多様な学習要求や変化する社会情勢に対応し、かつ市民との協働の視点に立った事業展開を行うことができるよう、職員体制の充実に努めます。

イ 各機関、施設の機能が十分に発揮できるよう職員研修の充実に努めます。

④生涯学習施設の整備

ア 市立公民館3館、図書館、青少年センター、文化会館、体育館、スポーツ施設等既存の施設維持補修に努めます。

イ 各施設のバリアフリー環境整備を進めます。

⑤学校施設の開放

市内公立学校のグラウンド、体育館、余裕教室の開放により、市民が健康づくりや生涯学習活動を行う施設の提供に努めます。

⑥新たな学習施設の整備

市民の学習要望に対応するため、郷土資料館の整備について調査研究に努めます。

(10) 学習成果の評価システムの実施

市民の自主的な学習の成果が適切に評価されることが、市民の学習意欲を高めることにつながり、ひいては地域支援にもつながります。

事業の質的向上を図るため、事業実施機関による内部評価に加えて、公民館運営審議会や社会教育委員会等による外部評価を実施します。

【基本施策】

①社会教育委員会、公民館運営審議会による事業評価の実施

本市の生涯学習を推進するための社会教育事業について、社会教育委員会及び公民館運営審議会の意見を聴取することにより事業評価を実施します。

②市民の意見、要望などの施策への反映

市民や各種団体に対するアンケート調査の実施を通して、市民の意見・要望などを聞き、施策への反映に努めます。

(11) 推進体制の確立

市民の多様な学習意欲に応えるとともに、生涯学習活動を支援するために、本市の推進体制を整備します。

【基本施策】

①生涯学習推進会議の開催

市民の多様な生涯学習を支援し生涯学習を推進するために複数部局にまたがる課題があるときには、庁内横断的な対応が必要となるため、関係部局で情報を共有し調整していきます。

②進行管理

社会教育委員会議・公民館運営審議会や市民から意見聴取を行い、必要な施策について検討し、各機関へ投げかけることにより、その実効性を常に保ちながら進行管理をしていきます。